

# 遠隔点呼の被実施側の場所拡大について

---

令和4年度 第3回「運行管理高度化検討会」

## 令和4年度第1回検討会より

- 遠隔点呼の被実施側の対象拡大について、まずは営業所・車庫以外の場所として、バスにおける「待合所」や「宿泊地」での遠隔点呼を検討することを決定。
- 基本的な考え方として、拡大対象とする箇所には現在認められている営業所、車庫に類する能力を持たせることが必要。
- 現在の営業所、車庫での遠隔点呼実施要件を基礎として、拡大対象箇所ごとに追加や変更が必要な項目を確認し、要件化を進める。

 本日  
(検討会#3)

 検討  
スケジュール

	令和4年度		令和5年度	
	10月～12月	1月～3月	前半	後半
検討会	実証実験状況報告 要件（素案）議論 ★	制度化案検討 ★	要件取りまとめ ★	
制度検討	評価結果に基づく、要件の検討			
実証実験	待合所・宿泊所での遠隔点呼の試験的实施			
	事業者による実験結果の評価			

# 遠隔点呼の被実施側の場所拡大における課題

## ① 現在普及している遠隔点呼機器が使用できる場所

例) 乗務員休憩・宿泊施設  
民間アパートなどの乗務員宿舎 等

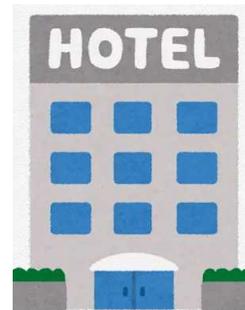


(課題)

施設内に運行管理者がいないため、なりすましなどの不正防止に関する検討が必要

## ② 現在普及している遠隔点呼機器が使用できない場所

例) バス車内  
ホテル 等



(課題)

モバイル型の点呼機器の要件の検討が必要

## 実証実験について

- ✓ 現状普及している遠隔点呼機器が使用できる場所については、遠隔点呼要件の機器システムの要件、施設環境要件を満足した上で実証実験を実施中。
- ✓ 現状普及している遠隔点呼機器が使用できない場所については、モバイル型の点呼支援機器を使用し、実証実験を実施中。
- ✓ 実証実験において、営業所・車庫で実施する遠隔点呼と異なる要件の設定が必要か検証を行うため、ヒアリング調査を行う。

事業者		業態	地域	提案内容
1	JRバス関東	乗合バス	関東(茨城)	営業所⇔宿泊地(休憩所)の遠隔点呼 <small>準備出来次第、実証実験を開始</small>
2	JRバス関東	高速バス	関東(茨城)	営業所⇔宿泊地(アパート)の遠隔点呼
3	東都観光バス	観光バス	関東	他営業所⇔宿泊地(バス車内)の遠隔点呼
4	岩手県北自動車 (みちのりグループ)	高速バス	東北(岩手)	営業所⇔宿泊地(バス車内)の遠隔点呼

遠隔点呼の要件を適用可能

営業所、車庫等で遠隔点呼を実施する場合と異なる要件の設定が必要と思われる項目

- ①点呼可能範囲に関する検討  
一人の運行管理者が点呼できる運転者数等、点呼可能な範囲を定めるべきか検討が必要。
- ②運行管理者のなりすましの防止  
馴染みのない運行管理者による点呼となるため、運行管理者のなりすましのおそれ。
- ③交替運転者に関する判断  
交替運転者に関する判断の責任が、どの営業所に所在するか整理する必要がある。

- ⑦運転者のなりすましの防止  
馴染みのない運転者への点呼となるため、運転者がなりすましに及ぶおそれ。

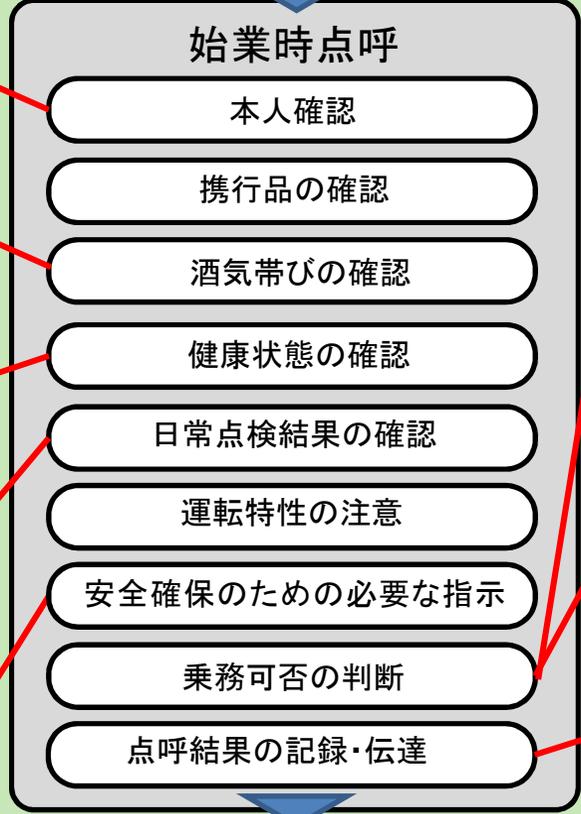
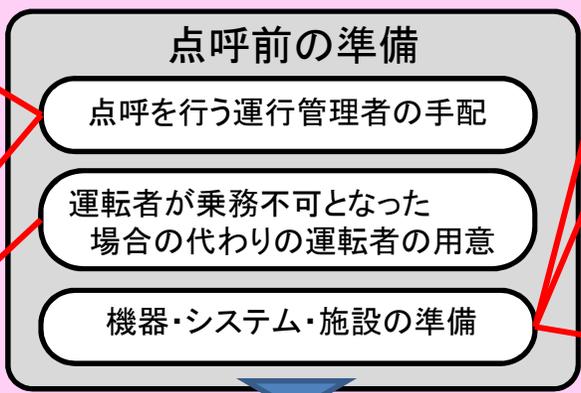
**追加**

- ⑦-2アルコール検知器使用時における不正の防止  
他の人が呼気を吹き込むことによるなりすまし等の不正のおそれ。

- ⑧健康状態の確認方法の検討  
定量的に判断ができる健康状態の確実な確認方法について検討が必要。

- ⑨車両の整備管理の維持  
整備管理者と連携しながら、車両の整備管理を維持する方法の検討が必要。

- ⑩運行管理者の遠隔地の運行経路に関する知識不足への対応  
運行管理者の運行経路に関する知識不足により、運行管理者・運転者の伝達内容が形骸化するおそれ。



- ④カメラの適切な配置  
運転者が、身体の測定箇所(口唇や手首等)や外傷箇所をカメラの撮影範囲外に隠すおそれ。

- ⑤実施可能場所に関する検討  
モバイル使用時に決められた場所以外で点呼を実施するおそれ。  
事前に点呼を実施する場所を決める対応が必要。(宿泊個室等)

- ⑥機器・システムの故障時の対応  
機器・システムの故障時や施設の破損時における対応方法の検討が必要。

- ⑪点呼に必要な情報の共有・確認  
運行管理者が適切な判断を行うために、運転者の所属営業所で管理する以下の情報を共有し、これらの情報を確認した上で点呼を実施する必要がある。

(点呼に必要な情報)

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1. 日常の健康状態 | 6. 運行に要する携行品 |
| 2. 労務時間    | 7. 運転者台帳の内容  |
| 3. 適性診断の結果 | 8. 過去の点呼記録   |
| 4. 指導監督の記録 | 9. 車両の整備状況   |
| 5. 過去の事故歴  |              |

- ⑫乗務不可の場合の運行停止措置  
運行管理者が乗務不可と判断した場合でも運転者が強行して運行開始するおそれ。

- ⑬確実な記録・伝達方法の検討  
確認した運転者・車両・運行経路の状況、指示した内容等について、確実に記録され、関係者に伝達する方法の検討が必要。

## ⑭運行中の動態管理・事故対応

運行中の動態管理、事故対応の責任がどの営業所に所在するか検討が必要。

運行中

## 運転者のなりすましの防止【⑦再掲】

馴染みのない運転者への点呼となるため、運転者がなりすましに及ぶおそれ。

### 追加

アルコール検知器使用時における不正の防止【⑦-2再掲】

他の人が呼気を吹き込むことによるなりすまし等の不正のおそれ。

## 終業時点呼

本人確認

酒気帯びの確認

携行品の回収

道路状況報告

苦情等確認

異常の有無の確認

勤務の確認

点呼結果の記録・伝達

## ⑮車両の持ち帰りの防止

携行品である車両の鍵が確実に回収されなければ、運転者が車両を持ち帰るおそれ等。

運行管理者の遠隔地の運行経路に関する知識不足への対応【⑩再掲】

運行管理者の運行経路に関する知識不足により、運行管理者・運転者の伝達内容が形骸化するおそれ。

## 確実な記録・伝達方法の検討【⑬再掲】

確認した運転者・車両・運行経路の状況、指示の内容等について、漏れなく記録し、関係者に伝達する方法の検討が必要。

## ⑯点呼結果の記録の改ざん防止

点呼項目における確認・指示が未実施または異常があったにもかかわらず、事後的にその記録を改ざんするおそれ。

点呼結果の記録の管理

## ヒアリング調査（事業者・運行管理者・運転者へのヒアリング）

- 遠隔点呼の被実施側の場所拡大において想定される課題(P4、P5)のうち、営業所、車庫等で遠隔点呼を実施する場合と異なる要件の設定が必要と思われる項目について、実証実験全体を通じて、営業所、車庫等での遠隔点呼との違いを調査するため、各事業者の実証実験担当者、運行管理者及び運転者に対するヒアリングを実施。

## 課題④ カメラの適切な配置

運転者が、身体の測定箇所（口唇や手首等）や外傷箇所をカメラの撮影範囲外に隠すおそれ

ヒアリング調査結果	実証実験 運営担当	管理者	運転者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（モバイルを使用した際）手の疾病についてはカメラに手を映すことで対応が可能。足等の疾病については全身確認用の運転席上部に配置している<u>ドラレコ画像を確認しない限り難しい</u>。</li> <li>・モバイル機器を動かすのではなく、<u>三脚やスタンドを利用（乗務員複数の場合は、片方が携帯を持つなど）</u>し、点呼者の指示で運転者が移動することにより、外傷の隠匿など防ぐことが出来る。</li> <li>・宿泊地点呼を行う運転者には、点呼時のPC画面にどのように映るか確認させ、事前に指導を行う。</li> </ul>	○	○	○

### 【機器要件(素案)】

- 監視カメラ等を通じて全身を確認、もしくは、モバイル型使用の場合、モバイル機器を移動させるなどして、全身を確認することを求めているかどうか。

## 課題⑤ 実施可能場所に関する検討

モバイル使用時に決められた場所以外で点呼を実施するおそれ。事前に点呼を実施する場所を決める対応が必要。(バス車内等)

ヒアリング調査結果	実証実験 運営担当	管理者	運転者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・点呼はバスの車内かつ運転席で実施。<u>点呼用のカメラ及びドラレコによる映像</u>で、運転者がどこで点呼を受けているか明瞭に確認が可能。</li> <li>・点呼はバスの車内かつ客席の一番前で実施。<u>点呼用のカメラ及びドラレコによる映像</u>で、運転者がどこで点呼を受けているか明瞭に確認が可能。</li> </ul>	○	○	—

### 【機器要件(素案)】

○モバイル型を使用する場合は、点呼場所が分かる静止画もしくは動画を電磁的方法により記録することを求めていますどうか。

### 【施設環境要件】

○モバイル型を使用する場合は、運転者の顔の表情、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況が随時明瞭に確認できる照度環境要件の定量値を求めていますどうか。

## 課題⑥ 機器・システムの故障時の対応

機器・システムの故障時や施設の破損時における対応方法の検討が必要

ヒアリング調査	実証実験 運営担当	管理者	運転者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔点呼を実施した際、運転者側のタブレットから音声が出ない事案が発生し、<b>携帯電話を併用</b>して点呼を行った。</li> <li>・運転者より点呼要求を受けた際、意図的に応答せず、決められた通り、<b>電話での連絡</b>を行うかを確認。約3分間点呼要求が続いたため、異常を感じたら電話での連絡を行うように説明した。</li> </ul>	○	○	○

### 【運用上の遵守事項(素案)】

- 機器の故障等で遠隔点呼の実施が困難になった場合は、運行上やむを得ない場合とみなし、運転者が所属する営業所の運行管理者等による電話その他の方法による点呼を実施することを求める。

## 課題⑦-2 アルコール検知器使用における不正の防止

他の人が呼気を吹き込んだり、ビニール袋に保存されている呼気が吹き込まれる等不正のおそれ。

ヒアリング調査結果	実証実験 運営担当	管理者	運転者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール検知器の不正利用については、「<b>なりすまし</b>」が懸念される。点呼を受けている運転者とは別人が別のアルコール検知器を使用して測定結果を運行管理者側に送信する、運転者が持っているアルコール検知器はダミーとの状況は悪意があれば可能。</li> <li>・<b>ドラレコや点呼システムのカメラ</b>で確認が出来るのであれば、不正な動きには気付くと思う。そのような状況であれば不正は起きえない。</li> <li>・<b>車内にもドライブレコーダーがある</b>ので、リスクを犯してまで不正をしようとは思わない。</li> </ul>	○	○	○

### 【施設環境要件(素案)】

- 営業所、車庫等以外で点呼を実施する場合においても、点呼実施場所の天井や車内等に監視カメラ等を設置し、なりすまし等の不正を防止することを求めています。

### 論点① ヒアリング状況、制度化に向けた機器要件等とりまとめについて

営業所、車庫等で遠隔点呼を実施する場合と異なる要件の設定が必要と思われる項目は適当か。

各課題に対する機器要件(素案)、運用上の要件(素案)は適当か。